

巻頭言

「当事者」という概念が切り開くものは…

田中 夏子(都留文科大学非常勤講師／農／協同総研理事)

どう訳せばいいのだろう…

日本語の「当事者」とは不思議な言葉だ。英語に訳そうとするとぴったりした言葉が見つからない。手元にある『新和英中事典』(研究者)を引くと、「当事者」は裁判や契約等で使われる言葉として、the person concerned (関係者)やthe interested party (利害関係を構成する一部)となっている。しかし日本語で、特に社会運動論的な文脈の中で、「当事者」という言葉を用いる際、この言葉に込められる意味はもっと複雑だ。単なる「関係者」というよりは、「事柄(特に何らかの困難)の最前線に身をおいている人」という強い思いがこもった言葉だからだ。ちなみにイタリア語『和伊中辞典』(小学館)だと「当事者」にはpersona incaricoという言葉が当てられている。incaricareという動詞は「任務を託す」の意で、「引き受ける」という再帰動詞的な用法もあって日本語の「当事者」のニュアンスにはやや近いかもしれない。しかしいずれにしても「当事者」という言葉が持つ不思議な「力」を翻訳することは難しい。なぜなのか。そんな疑問を出発点に、この

言葉に込められた日本的文脈、より限定すれば日本の社会運動論的な文脈について日頃感じていることをここに記すことで巻頭言に代えたい。

日本の社会運動において「当事者」という言葉が独自の意味合いを帯びて影響力を持つ背景には二つの流れがあるように思う。一つは、中西正司・上野千鶴子両氏によって提起された『当事者主権』(岩波新書、2003)、もう一つは本誌特集にある「べてるの家」が展開してきた「当事者研究」である(ここでは、浦賀べてるの家『べてるの家の「当事者研究」』医学書院、2005参照)。

当事者主権という発想と協同労働の親和性

前者では「当事者主権」を「何よりも人格の尊厳にもとづく」もので「自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権」(p.3)、そして「あなたがた(引用者注=制度設計者、あるいは制度設計が前提とする多数者)のいう普遍は、私(引用者注=「当事者」)ひとりがそれにあてはまらないことで挫折する、

と宣言することのできる権利」(p.19)であるとしている。ここからはニーズやその対応策をもっぱら専門家等の「非当事者」が決定する仕組みと、多数派やその「平均」を目安とし、少数派を例外として切り捨てる公共政策に対する痛烈な批判が読み取れる。

その上で、同書では「当事者」は「非当事者」によってその要求を代弁される「客体」ではないとし、それどころか当事者どうしであっても、「だれかがだれかの利益を代表し、代弁するという間接民主主義型」の関係に陥ることには強い警戒心を表明している(p.108)。

さらに単に「利用者主体」というだけでは不十分で、そもそも「利用者主体のサービス」とはどのようなものかを、利用者自身が構想し、その構想に対応したサービス供給の実践も担っていくという循環的構造を生み出す中で、「主権」という表現が打ち出されている。

このように権利主体として規定された当事者は、「問題を抱えた人々」と同義ではないという(p.2)。「私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持った時に、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者となる」(p.3)からだ。「当事者」となるにはどうすればよいのか、同書では、「問題を抱えた人々」が相互につながりながら、ピアカウンセリング活動の中で「助け、助けられる関係に上下関係が存在しないこ

と」を感得するプロセスが重視されている(p.35)。こうして概観すると「当事者」という言葉には、「尊厳」「学びや相互成長」「エンパワメント」「自己決定」と同時にそれを可能とし保障する「社会づくり」への展望が含意されている。協同労働をめざす取り組みとの親和性は大きい。

当事者論をヒントに協同労働を膨らませます

後者、「べてるの家」の取り組みは、本号で詳細かつ豊かな提起があるので、この場で短く触れることには迷いがある。そもそも短くまとめては間違っただけにしかならないこと確かだからだ。しかしそれを承知で書くならば、「べてるの家」では権利の保有者、社会の構想者として主体化する方向とは少し違った「当事者像」が示されているように思う。人は「変化し、成長していく」という人間観、発達論には必ずしも立たず、「絶対的な限界」「みすぼらしいと思ってきたことそのものに可能性」を見出す取り組みを重視しているからだ。むしろ、「自分の助け方を見出す」ための試行錯誤は「変化、成長」とも取れるが、克服や上昇という方向をめざすものではない。

その取り組みが『当事者研究』として積み重ねられ、精神保健の領域だけでなく、例えば本号のように「協同して働く」ことを模索する立場からも、示唆深いものとして受け止められている。なぜなのか。本号の特集からもうかがえるように『当事者研究』の当事者が、支援される側、する側の

立場を越え、その場にいる者すべてが「今を生きる当事者」(向谷地氏)としての対話的關係を結ぶ者として構想され、「当事者となる」というよりは、「当事者である」ことをうっすらと分かち合っていく場が志向されているからではないか。

協同労働は、これまで前者の発想のもと、失業や不安定就労といった労働市場からの排除等、いわば強固な当事者性をもって展開してきた。現在にいたっては、一人ひとりの生きにくさがカテゴリー化しにくい中で、自分が何かの当事者であるのかもわか

りにくく、また当事者が相互に関わりあって、「自分の助け方」を見出す必要性などもまた認識されにくい。

しかしだからこそ、「絶対的な限界」を自己責任として自らの中にしまい込まないで、恐る恐るであれ提示しあい、やんわりと共有する文化が求められているのではないか。当事者研究に触れながら、協同労働がその労働文化、組織文化をより豊かにしていけるのではないか、そんな予感を抱くのは、筆者だけではないように思う。